

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

平成28年11月1日市長決裁

改正 令和6年5月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、公正な入札を執行するため、本庄市が発注する物品の買受け、売払い、修繕、賃貸借及び印刷並びに建設コンサルタント業務を除く業務委託において、一定の資本関係又は人的関係にある複数の者に対し、同一入札への参加制限を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものは、同時に同一入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社に規定する再生手続が存続中の会社等（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社等（会社法第2条第4号の2の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、アの場合においては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ）の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある

場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア) から (エ) までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員と親子関係にある場合

エ 本庄市物品等競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権限を有する者が、他方の会社の契約締結権限を現に有する場合

オ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(入札公告等への記載)

第 3 条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当する複数の者のした入札は無効とすることを入札公告等に明示するものとする。

(基準に該当する場合の取扱い)

第 4 条 基準に該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札公告等に示す事項に反したとして、本庄市物品等競争入札執行要領（平成 2 1 年本庄市告示第 4 2 号）第 2 3 条第 4 号の規定により、無効として取扱う。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する 1 者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならないものとする。

2 第 2 条に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者は、本庄市物品等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 2 1 年本庄市告示第 4 3 号）に基づき、指名停止の措置を行う。

3 基準に該当する者の間で、辞退する者を決めるために連絡を取ることは談合等不正な行為とは解さない。

(基準該当の審査)

第 5 条 本庄市物品等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 2 0 年本庄市告示第 2 8 9 号）に基づく一般競争入札参加資格申請を行う者（以下この条において「申請者」という。）は、一般競争入札参加資格申請書とともに、資本関係・人的関係調書（別記様式）（以下この条において「調書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者は、前項の届出内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正後の資本関係又は人的関係がある複数の会社の同一入札への参加制限についての規定は、令和 7 年度以後の物品等競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、令和 6 年度以前の物品等競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。